大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

学校国文法の成立と山田孝雄：山田孝雄の文法教科書・再論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山東, 功 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002602

学校国文法の成立と山田孝雄

―山田孝雄の文法教科書・再論―

山　東　　功

言語文化学研究（日本語日本文学編）
2009・3　第 4 号抜刷
大阪府立大学人間社会学部　言語文化学科

学校国文法の成立と山田孝雄 ――山田孝雄の文法教科書・再論――

山東　功

一．はじめに

山田孝雄の『日本文法論』には、山田自身の文法研究に対する契機を記した個所があり、今日ではきわめて有名な逸話の一つとなっている。

今を去ること殆十二三年前の事なりき。著者は其以前よりして文法専攻の志を有せり。当時はをこがましくも相応の知識ありと思へりき。当時某氏の文法書を以て教授に従事したりき。この文法書は即「は」を主語を示すものとせるなり。一日この條に及ぶや一生反問して「は」の主語以外のものを示すことを以てす。余は懺悔す。当時の狼狽赤面如何計りぞや。沈思熟考して、徐に其の言の理あるをさとり、自ら其の生徒に陳謝したる事ありき。実にこれ著者が日本文法を以て自家の生命とまでに思惟するに至りし最大動機にして我が文法の如何に破綻多きものなるか、文法を教ふと称するものよりも教を受くるものが遥に正当なる見解を有せる如き状態なるをいかで黙視しうべき。こゝに於いて発憤激励いかで国語の真光を発揮せむと苦心し始めてより今日に至りぬ。

山田（一九〇八）六三九～六四〇頁

この「某氏の文法書」について、佐藤喜代治は「山田孝雄伝」の中で『記念誌』（『鳳鳴中学五十年記念誌』：引用者注）によれば、先生が教えた文法教科書は教科書関根正直の『普通国語学』であったという。」（佐藤（一九八三））と記しているが、これは『日本文法学要論』における「著者は丹波国篠山の鳳鳴義塾に国語の教師をしてゐた。当時学校できめられてゐた文法の教科書が上の普通国語学であつた。」（山田（一九五〇）八六～八七頁）といった記述からも裏付けられる。試みに『普通国語

学』の目次を掲げると、以下のようなものである。

上篇　音声

第一章　清音／第二章　類似音／第三章　濁音／第四章　撥音／第五章　拗音／第六章　音便

下篇　言語

第一章　主語の体言／第二章　主語の活用言／第三章　助語の体言／第四章　助語の活用言／第五章　係り結び法

ここでいう「主語」とはsubjectの意味ではなく「言語中おほかた主要の位置を占むる詞にして、しかも単語の儘にて、意義の通ずる者」（七丁表）とあり、いわゆる自立語に相当するものである。

この逸話で興味深いのは、山田文法の出来経緯を知ることができるのもさることながら、当時の文法教育の内容がどのようなものであったのかも知ることができる点である。今日から見れば、いかにも稚拙な文法解釈であったにせよ、何が問題として浮き上がっていたのか、具体的には何が分かっていなかったのか、また何を文法に求めていたのかなどを窺えることができよう。明治期の文法教育に関する批判的な見解は、他にも松下大三郎が『改撰標準日本文法』の中で述べた次の一節とも共通している。

私は少年の頃、当時最も世に行はれて居つた中等教育日本文典（落合小中村両先生合著）とスキントンの英文典の二書を読んで其の体系の優劣の甚しいのに驚いた。英文典は之を一読すれば和英辞典さへ有れば曲りなりにも英文が作れる。然らば英米人に日本文典と英和辞典とを与へれば日本の文が作れるかといふと、そうは行かない。これ実に日本文典の不備からである。

松下（一九二八）

山田の場合は教師の立場から、松下の場合は学生の立場から、それぞれ当時の代表的な文法書を批判していることになるのだが、これが明治期の文法研究・教育の実相であり、まさに学校文法が成立過程にあったことを示す証左でもある。

本稿では、こうした明治後期以降の文法教育（観）の中で、いわゆる山田文法はどのように位置付けられるのかについて、検討を試みようとするものである。[1] 山田の『日本文法論』は、当時多く刊行されていた文法教科書（文典）群と比較すれば極

めて異質である。その異質さを山田の卓越した才能という点のみで理解するのではなく、文法教育との関係の中でどのように捉えることが出来るのかについて、本稿で取り上げてみることとしたい。このことは逆に、なぜ山田文法は学校文法として成立し得なかったのかについて、何らかの示唆を与えるものと思われる。

二．明治後期の「学校文法」

現在において学校文法といえば、いわゆる「橋本文法」を指すものと考えられているが、これを明治以降の文法教育史という観点から捉え直すとするならば、学校文法として指摘されている内容については、案外複雑な様相を帯びてくる。まさに山田や松下が憤慨したように、学校で教授すべき文法項目の内容について、精査がまだ十分でなかったからである。これは文法教育を牽引する文法研究そのものが発展段階にあったからであり、しかもそこには、文法のみならず、いわゆる「国語」の構築にあたる様々な要件（言文一致や標準語の制定、音韻の整理など）が関与していた。そうした経緯の中で学校文法は成立していったのであり、単に「学校文法＝橋本文法」とだけ捉えていたのでは、当時の文法研究・文法教育の実相を見誤ることになりかねない。ここで、『日本文法論』が刊行された明治後期を中心とする、文法研究・教育の流れについて概観しておくことにしたい。(2)（なお、本稿の性格上、チェンバレンら西洋人の日本語研究については、日本語研究史的には大いに重視すべきであるものの、あえて割愛している。）

学校令が公布された一八八六（明治一九）年は、文法研究においても大きな意味を持っていた。何よりもまず、小学校から帝国大学に至るまでの教育研究制度や教授内容の整備が図られたのである。同年に教科書検定制度が発足したことも重要なことであった。それまでの届出制の教科書から、ある種の統一が自然になされていった状況は、文法教科書も例外ではなかった。つまり、国語（文法）教育と文法研究という二つの観点からすれば、教育令の公布以降、国語教育のあり方と、それに付随する文法研究のあり方とが規定されたことになるのである。当初は初等国語教育における技術習得としての「文法」といった教科の特質も、中学校や師範学校といった、より高度な内容の文法教育を招来していった。その中で文典を位置づけて理解する必要がある。

それゆえに、明治後期の文典全体を特徴付ける特質は、文部省検定済教科書が徐々に整理されていった結果によって生じた、

いわゆる「学校文法」的な性格にあるといえる。ここでいう「学校文法」は教育の中で位置づけられる規範文法の一種と捉えても差し支えない。また、一八九四（明治二七）年の尋常中学校学科課程の改正により第二外国語の科目が廃止され、かわって国語科の授業時間が増加したことも、影響としては大きかった。福井久蔵の『日本文法史』（増訂）によれば「この後小文典は雨後の筍の如くに出た」（福井（一九三四）二六八頁）という状況であったという。同種のことは山田も『日本文法論』の中で「かくて、何の文典くれの文典と雨後の春草に劣らずあらはれ来り、折衷又折衷、遂に空中に楼閣を構へ、西洋文典にも従来の語学者の説にもなく、さりとてはた、国語の本性に合せりとも思はれぬ如何はしき鵺の如き文法書の出でしこと其の数幾何ぞ。」（五三頁）と述べている。この「鵺」の如き文法書は、明治後期の刊行分だけでおよそ三〇〇種類を数える。この文法書群については稿末の明治後期刊行文法書一覧を参照されたい。

いずれにせよ、学校教育の場において文法が正課として教授される以上、教授内容が整理されていくのは当然の成り行きであった。このことが学校文法としての側面を強固にしていくことになったのである。こうした時期の文法教科書に前掲の落合直文・小中村義象『日本文典　全』（中等教育）（一八九三（明治二六）年）や関根正直『普通国語学』（一八九五（明治二八）年刊行）が含まれるのである。落合・小中村共著の『日本文典　全』（中等教育）は教科書としてかなり普及していたようで、一九〇二（明治三五）年までに三〇版を重ねている。

例えば、一八九七（明治三〇）年刊行の大槻文彦『日本文典』（中等教育）などは、例言に「此書は、尋常中学校教科の国語文法の教課用に、とて作れるものなり。又、尋常師範学校の同科にも適用すべし。」（一頁）とあるように、中等教育の文法教科書として編纂されたことが明言されている。内容は同年に刊行された『広日本文典』と『広日本文典別記』を摘出したものだが、両書を教師用参考書としてもよい旨が例言に述べられている。また、一八九八（明治三一）年刊行の三土忠造『中等国文典』は、明治後期から大正期にかけて最も多く使用された文法教科書の一つであり、刊行後も幾多の改訂がなされている。三土は従来の文典を「多く分解に密にして総合に粗なり（例言二丁裏）」と批判し、順序や組織を工夫しつつ「総合を重くし、文章篇を委しく（例言三丁表）」した文典を意図したと述べている。さらに、一九〇三（明治三六）年刊行の吉田弥平・小山左文二『新撰国文典』では、さらに推し進めて「生徒をして帰納的に文法の法則を発見をせしめ、さらに演繹的にこれを応用せしめ、以て文

法に関する確実なる智識を収得せしめんことをつとめたり」（一頁）と述べて居る。とはいうものの、一方において「本書は、中学校・師範学校・甲種実業学校等における教科書・参考書、ならびに小学校教員受験者の参考書として編述したるものなり。」（同）と、受験用参考書の文言まで明記されている。受験科目という側面は文法に限らず多くの教科に及んでいるが、とりわけ暗記の要素が強い場合は形式的に取り扱われやすい。学校文法への批判の一つに暗記主義が挙げられるが、こうした明治後期以降の受験科目との関係をみることで、その根深さをうかがい知ることができよう。ただ、文法が暗記的になってしまうというのも、言文一致や普通文の創出というように、ある程度文体が整理された後の段階では、教育現場として致し方ない現実であった。むしろ重要なことは、文法という教授科目の存在理由がどこにあったのかという点であるだろう。

このような中で、先に少し触れた大槻文彦の『広日本文典』や『広日本文典別記』（ともに一八九七（明治三〇）年刊行）は、教師用参考書としての性質を持っていた点で、特筆すべきものである。ある意味では、本格的な文法研究書の出現と言ってもよい。なお、一八九一（明治二四）年刊行の『言海』付載「語法指南」と『広日本文典』とは、細部の点で大きく異なっていることから（このことはすでに北原保雄氏が勉誠社復刻版『語法指南』解説の中で指摘している）、やはり『広日本文典』をもって代表させるのが適切である。また、同時期の文法研究書としては、一九〇一（明治三四）年刊行の草野清民『日本文法』（草野氏）、前波仲尾『日本語典』や、雑誌『帝国文学』掲載論文を含んだ一九〇七（明治四〇）年刊行の岡沢鉦次郎『新式日本文典原理一名論理的日本文典』などが挙げられる。

ここで、山田の『日本文法論』本論第一部第一章において批判の対象となった研究が、明治以降では田中義廉、中根淑、大槻文彦、岡沢鉦次郎であることの意味が明らかになる。田中・中根以降の文法書の出現について山田は先に引用したように「かくて、何の文典くれの文典と雨後の春草に劣らずあらはれ来り、折衷又折衷、遂に空中に楼閣を構へ、西洋文典にも従来の語学者の説にもなく、さりとてはた、国語の本性に合せりとも思はれぬ如何はしき鵺の如き文法書の出でしこと其の数幾何ぞ。」（五三頁）と慨嘆している。山田の言う「鵺」のような文法書のほとんどが、文法教科書としての役割を果たしていたことに留意しておく必要がある。つまり「学校文法」とは成立当初から、本格的な文法研究を出来させる批判対象として常に存在していたのである。

それでは、山田自身は文法教科書についてどのようなスタンスをとっていたのだろうか。これについてはすでに拙稿（二〇〇六）で言及しているが、本稿ではこれを補訂する形で改めて言及することにしたい。

三、山田孝雄の文法教科書

山田が編纂に関わった文法教科書・指導書類は別表の通りである。（拙稿（二〇〇六）での誤りを正し、欠落していたものを新たに補った。全て宝文館から発行。なお再版以降の諸版については「改訂」といった文言が書名にない場合は省略した。）

これ以外にも文法関係以外では、一九〇五（明治三八）年に『中等教育国語科教授法』（宝文館、中等教育教授法研究会の著として刊行）、一九〇七（明治四〇）年に『中等教育国語沿革大要』（宝文館）といった教科書や指導書が刊行されている。ただ、一般に教科書や参考書の場合は監修程度の関与にとどまることが多いことから、山田の場合も特に日本大学嘱託時期にあたる大正期のものは、一般の教科書と同じく監修程度の関与と考えてよいかもしれない。実際、教科書の内容についてもそれまでのものを継承しつつ、教育課程の改定に従い修正する形式をとっている。参考書については、例えば一九二三（大正一二）年刊行の『中等教育日本文法教科書別記』には、本格的な『日本文法論』よりは啓蒙的な内容である『日本文法講義』や『日本口語法講義』が参考書として挙げられている。このように見ていけば、中学校教師としての経験をもとにした明治期の教科書と、そうではない大正以降のものとは、編集経緯や著者の関与という点で若干の程度差があるとも言えよう。ただ、具体的に誰かが山田に代わって実質的な執筆に携わったのかなど（例えば、橋本進吉に対する湯沢幸吉郎、岩淵悦太郎らに該当する人物）は、まだよく分かっていない。これは、例えば『山田孝雄博士著作年譜』などで教科書類が一切省かれている事情とも関係している。また教科書の場合は、具体的に採択の問題が関係してくるため、著者の経歴などを利用した商業主義的な側面も否定できない。後述する教師用参考書の『中等文法教科書別記　全』の改訂版では、目を引く形で「文部省国語調査委員会委員」という役職が明記されている。

ところが、最後の教科書（『女子日本文法教科書　全』など）では、それまでの内容について修正が幾分試みられ、教師用参考書である別記にも山田文法に関する記述が多く含まれることになる。時期的には橋本進吉の『改制新文典』が普及した頃と重なる点で、検定制度下の教科書という点でも大変興味深い事実である。

この幾分かの修正が認められるとした一九三五（昭和一〇）年刊行の『女子日本文法教科書　全（高等女学校国語科用）』について先に触れておくと、詞の分類を「体言、用言、副用語、関係語」と明確に定義するなど、ある程度山田文法に踏み込んだ内容となっている。他に、助動詞を単語と認めない点などは山田文法の特色の一つであるが、明治期の教科書では「助動詞附属せる場合にはその附属せるまゝにて一の動詞と見るなり」（『修正中等文法教科書　巻一』二七頁、『中等文法教科書　巻一』三三頁）と明言されていた。しかし、後には「助動詞附属せる場合にはその附属せるまゝにて一の動詞と見ること少からず」（『改訂中等文法教科書　巻一』五三頁）と少しトーンダウンし、大正期の教科書では踏み込んだ記述が見られなくなる。それが昭和以降の教科書になると、突如「動詞の活用の附属物であつて、単語ではない。」（『新制日本文法教科書　全』六一頁、『女子日本文法教科書　全（高等女学校国語科用）』四九頁）というように記述が復活するのである。ちなみに、架蔵の『新制日本文法教科書上級用』の「助動詞」の項には、章題の横に「複語尾」という当時の所持者のものと見られる書き込みがあり、使用状況の程がうかがえる。

以下、山田の文法教科書について注目すべき点を順に見ておくことにする。

三．一．明治期の文法教科書『中等文法教科書』

山田が明治期に著わした国語教科書の中で主要なものは、『日本文法論』刊行前年の一九〇七（明治四〇）年刊行の『中等文法教科書』である。また本書用に、翌一九〇八（明治四一）年刊行された山田孝雄校閲、宝文館編輯所編纂『中等文法教科書文法練習帖　上巻・下巻』と題するワークブックが存在している。内容は『中等文法教科書』の設題を抜き出したもので、直接書き込めるようになっている。例言には「文法練習帖と称するものは本書を以て嚆矢とす。」と指摘されているように、文法教科書の副教材として注目すべきものである。さらに『中等文法教科書』には『中等文法教科書別記　全』と題する、三一二頁からなる大部の教師用指導書も存在する。これらは前掲の通り教科書・副教材・指導書のセットとなっている。

『中等文法教科書』の構成は「巻一巻二は一団をなして、文法の概念を教ふるものにして巻三巻四は又一団をなして普通文法の稍詳細なる説明をなさり。而巻五は又別に理論的に組織的知識を与ふるものとす。」（巻一「例言」・三頁～四頁）と説明されているように、三土忠造『中等国文典』（一八九八（明治三一）

年）に見られる円周（環状）教案（疎から密へ）型の内容となっている。一方で大槻文彦の文法教科書の場合は、全巻を通して文法項目を説明したものとなっており、明治後期の文法教育について二種類の方法が存在していたことにもなる。

文法論に限って見ていくと、名詞・代名詞・数詞・形容詞・動詞・助動詞・助詞・副詞・接続詞・感動詞の十品詞をたてているが、数詞は名詞の一分派、接続詞は副詞の一異類として、巻二以降で述べられている。山田の『日本文法論』で説かれている分類とは異なっているが、あくまでも普通慣用の分類に従ったという旨が別記で繰り返し述べられている。

『中等文法教科書別記』は、山田の文法教科書の意味を考える上で重要な意味を持っている。当然のことながら教師用指導書である「別記」の内容は、教科書採用という現場に大きく関係していたはずである。実際、昭和前期以降に橋本進吉の『新文典』や『改制新文典』が普及したのも、金田一（一九八三）が「別記が至れり尽くせりの出来で教室で文法を教えるためには絶対の虎の巻であったので評判を呼び、（中略）『新文典』を使うことで、文法の不得手な中学校の国語の教師は、どのくらい救われたかわからない」と指摘しているように、穏当な記述で教育上参考になる『新文典別記』や『改制新文典別記』が存在していたことも関係している。ただ、多くの場合は教科書掲載問題の解等集や正誤表程度の内容であり、本格的な説明がなされているものは少ない。また、「別記」以外にも教科書編纂者の文法研究書が参考書として機能している場合もあり、別記のみを取り上げることも不十分である。正確には、教授目的と内容を明確化する働きをもった参考書群の中に、「別記」を位置づけることが適切であるだろう。その意味で、大槻文彦『広日本文典別記』（一八九七（明治三〇）年）などは『広日本文典』（同年）と共に、『日本文典初歩』や『中等教育日本文典』の参考書群の一つとして把握することができるのである。

また、別記の存在は明治後期以降の文法教育と文法研究との関係を考える上で大きな意味を持っている。学校国文法の嚆矢である大槻文法の段階では、教科書と参考書との内容はほぼ同一であったが、研究進展の結果、それ以降の文法教科書の場合、著者の文法研究と内容面で齟齬をきたすものが生じてきた。その端的な例が山田孝雄の場合と言える。山田の文法研究は当然のことながら『日本文法論』に示されているが、当時の一般的な文法教科書とも内容が異なっていることから、全てが山田の文法教科書の参考とはならない。それだけに、山田における教育と研究の接合点として『中等文法教科書別記』が存在してい

ると言えるのである。こうしたことは、橋本の文法教科書と文法学説との関係からも明らかとなるだろう。あれだけ「橋本文法＝学校文法」と喧伝されながらも、『新文典別記』では「必ずしも全部私の主張する説でなく、通説に妥協した所も少くありません。この事は特に御諒解を得たいとおもひます。」（一頁）と念押しをしている（『改訂新文典別記』でも同様）。

大正・昭和前期に使用された山田の文法教科書の場合、内容は三土忠造、芳賀矢一、吉田弥平らの文法教科書と類似しているが、参考書として『日本文法講義』や『日本口語法講義』が挙げられていた。宝文館編輯所編『中等教育日本文法教科書別記』（一九二三（大正一二）年）などは、わずか六八頁の小冊子で、内容も問題解答集に過ぎない。この場合、教科書と参考書を接合させるには、文法に関する相当の学識を有している必要があっただろう。学校文法の立場から見ていくならば、研究と教育のバランスをどのように整理していったのかという視点が必要であり、山田の文法教科書に対する評価についても、こうした研究と教育とのアンバランスさが影響していたものと思われる。学校文法の成立における優れた教師用指導書の存在は、こと教科書の採否にとって明暗を分けるものであった。極めて卑俗な見解かもしれないが、山田文法が教科書として採用されるためには『岩波講座日本文学　日本文法学要論』（一九三一）にある「本講座の読者は私の日本文法講義ぐらゐはよんでゐらるる人と予想して書く」（三頁）といった読者層とは異なる領域に踏み込む必要があったのかもしれない。

さて、山田文法と学校文法との接点という立場から『中等文法教科書』を詳細に検討するならば、多くことが挙げられると思われるが、ここでは助動詞の処理と助詞の分類に限って見ていくことにしたい。

助動詞の項目では、先述の通り山田の分類では助動詞を単語として認定せず、動詞の複語尾とする点について、別記では次のように述べている。

> 著者自身は助動詞といふ目を設くることに反対して、之を動詞の複語尾と称せり。その説は日本文法論中巻に詳論せり。本書はさる論議をなすべきものにあらぬが故に之を略く。とにかくに性質一の単語ならぬは明なる事実なれど、慣例に従ふと説明の便宜との為に一目を設けたるにすぎず。これ本文に「助動詞は…の単語なり」といふ定義も何も下しあらざるなり。教授者諸君のこの点に留意せられむことを希ふ。（三三頁）

こうしたことが教授の場でどれほど意識されていたのか疑問ではあるものの、山田の教科書に対する一種の妥協を示した部分であるといえる。

助詞の項目については、山田は別記の中でしきりに教授上の注意を喚起している。巻二の段階では「本書は助詞の概観を与ふるを以て満足するものなればあまりくはしく説明するを要せず。」（九一頁）とし、その理由として助詞の研究が困難である点を挙げている。巻五の解説では、この点について次のように説明している。

> 助詞の研究は国文法の上に重要なるものなり。従来の研究はこの点に於いて決して満足すべきものにあらざりしなり。著者の文法研究は実にこの助詞の研究を中心として起れるものなり。著者は苦心十年の結果この方面に於いて従来の研究の不十分なる点を明にして自家の研究を略完成することを得たり。日本文法論中巻に之を詳論せり。本章は実にその大要を摘出し来れるものにして、その命名はなるべく旧に依れるものとす。（二八〇頁）

助詞の項目について当時の文法教科書とは異なる記述に徹したのも、いわば山田の中心的な研究部分であったからであろう。係助詞の項目など「今この助詞の特質をいはむか、第一にはこは述語に関するものにして陳述の勢力を支配するものなり。」（二九一頁）というように、極めて山田の文法書らしい口吻である。

この学校文法における「助詞」の扱いについては、山田の影響を無視することができないように思われる。『中等文法教科書』における助詞についての記述は、巻一・巻二で概略を示すにとどまっており、下位分類といった詳細は巻五ではじめて説かれている。最初のうちは「関係をあらはす為に他の単語を助くる単語を助詞と称す。」（巻一・二九頁）というように、他の文法教科書と同様の定義をしているが、巻五で説かれる内容はかなり独創的なものとなっている。拙稿（二〇〇六）で示した通り、巻五での助詞の下位分類は『日本文法論』の説に従ったものである。副助詞という名称や係助詞の整理など、山田の説に沿ったものとなっている。これらは、例えば三土の『中等国文典』や芳賀の『明治文典』には見られない点であり、多くの文法教科書は大槻の『広日本文典』における「弖爾乎波」の項のように、接続による分類を行っている。それだけに、今日の学校文法における助詞の下位分類の一淵源と見ることもできる。

橋本進吉の『新文典』や『制改新文典』、さらには文部省の『中等文法』に至るまで、一貫して「第一類（種）、第二類（種）、第三類（種）、（第四類）」とする分類で、品詞名については「これを格助詞ということがある」というように付帯的説明となっている。逆に、現在の学校文法では格助詞、副助詞、係助詞などの名称は一般的に教科書で用いられている。

三．二．昭和前期の文法教科書『日本文法教科書』

一九三一（昭和六）年刊行の橋本進吉『新文典』の出現は、文法教育の現場にとっては画期的な出来事であった。『新文典』や『制改新文典』の普及によって、他の文法教科書のほとんどが駆逐されたといってよい状況となったからである。この事態について、優れた別記の存在が関係していたことはすでに指摘した通りであるが、それ以上に重要な要因が関係していた点も注目すべきである。それは、大正期から喧伝されていた「文法教育不要論」に対して、橋本の『新文典』がこれを退ける役割を果たしたという点である。このことについては森田（二〇〇一）において詳述されているが、あえて概括すれば、文法教育は文法「知識」の教授であるという転換を『新文典』が行ったと言えるのである。つまり、文法教育では文法用語を教授し、それに従って文を分析すればよいといった文法教育のあり方を、ある意味で推し進めていったのである。この流れは一九二三（昭和一二）年以降の『制改新文典』において決定的なものとなる。

これに対し山田の文法教科書はどうであったか。ここでは『制改新文典』との対比の意味から、一九三七（昭和一二）年の『子女日本文法教科書　初級用』、『子女日本文法教科書　上級用』と、教師用指導書である『子女日本文法教科書初級用上級用別記』を中心に見ていくことにする。

『子女日本文法教科書　初級用』では「詞の種類」について以下のように説明しており、さらに助詞については下位分類も明確に示している。助詞の下位分類は山田の文法教科書に共通するものだが、「詞の種類」の説明はそれまでのものと比べて大変踏み込んだものとなっている。

詞の種類　詞はその性質や作用によって四類八種に分けることが出来る。

（一）体言　名詞　代名詞
（二）用言　形容詞　動詞
（三）副用語　副詞　接続詞　感動詞
（四）関係語　助詞　（二〜三頁）

この「詞の種類」について『女子日本文法教科書初級用上級用別記』では、以下のような説明がなされている。

現今でも多くの文法家は次の十品詞とする。

名詞　代名詞　数詞　形容詞　動詞　助動詞　副詞

接続詞　感動詞　助詞

これらの多くは西洋文典の模倣によるものと思はれる。品詞の分類はその文法上の職能即ち単語相互の関係と文章構成上の作用関係とを主とし、之に対応する形式と意義との四者の相関状態を標準として決定すべきものである。それによると国語の単語は次のやうに分類せられねばならぬ。

一　体言（名詞代名詞数詞）概念語　｝自用語

二　用言（形容詞動詞）　陳述語　｝観念語

三　副詞（副詞接続詞感動詞）　副用語　｝

四　助詞　関係語

上のやうに先づ観念をあらはす詞と、直接には観念をもたないで関係をあらはす詞とに大別せられる。（中略）本教科書に於いては、

一　体言
二　用言
三　副用語
四　関係語

の四とした。是は分類の手続きや理由を教へる為ではなく、詞には系統理法のあることを知らせる為である。

（八～九頁）

ここで「分類の手続きや理由を教へる為ではなく、詞には系統理法のあることを知らせる為」と説明している一節は、文法教育史的にも極めて重要な点である。橋本進吉は「国語学と国語教育」（一九三七）において、「国文法の教授は開発的な方法を以てしなければならない」とし、学習者の言語観察よって帰納的に文法教育がなされなければならないと主張した。こうした主張を前提として、観察に向いた口語文法による品詞分類が重視されていくことになるのである。つまり学校文法は、品詞分類から始まる口語文法の習得が第一義とされていくのであって、結果として学習者が自らの観察によって文法の「知識」を習得することが求められたのである。この橋本が主張する文法教育論を教科書として徹底的に推し進めたものに、一九四三（昭

和一八）年刊行の教育総監部編『国文法教程　全　陸軍幼年学校用』があるが、ここでは品詞分類や活用表を学習が完成させる形式を取っている。この教科書の実質的な執筆者は林大だが、ここに橋本の文法観との関係を見出すことができるのは偶然ではないだろう。こうしたことからも、山田の文法教科書はある意味で注入主義に過ぎた感があることは否めない。これは『日本文法教科書（女子初級用・上級用）別記』には「本書は注入教授器械的記憶の弊を一掃するために、開発的帰納的に叙述しておいた。」（一頁）と述べているように山田自身の本意ではないだろうが、それでも限られた教育内容の中で山田文法を教授しようとすれば、必然的に生じる矛盾点でもあった。学習者にとって「観念をあらはす詞」と「関係をあらはす詞」とを区別する基準は、助動詞を複語尾として独立の単語として認めない点に至って、相当の混乱をもたらす可能性がある。こうした諸点の蓄積が、金田一（一九八三）をして「ぼんくらの教師でも一往文法教育がこなせるようになったのはこの教科書（引用者注：『新文典』）のおかげ」と言わしめる要因であったとするならば、学校文法と文法学説との関係は、研究と教育という根本的な問題と振幅していたことになるだろう。山田の学説を思想的に捉えるあまり、その普及過程におけるイデオロギッシュな面を喧伝する向きが往々にして見受けられる（例えば山下（二〇〇一）では「国文法の代表的研究者であったこの二人（引用者注：山田孝雄、時枝誠記）が国粋主義者であったことと『敬語研究の双璧』と呼ばれたことは、たんなる偶然であるはずがない。この点は、今後、日本語の文法体系に及ぼした国粋主義的イデオロギーというテーマで、より詳細な研究と活発な議論が望まれるところである。」といった主張がなされている）が、そうした先入見以前に、当時の研究と教育に関する状況を精緻に検討していく必要があるように思われる。

ところで、山田文法と学校文法との接点を見ていく場合、特に助詞の扱いについて下位分類を示したことは大きな意味がある。それは係助詞「は」の処理について、山田文法への入門となる可能性を存しているからである。『日本文法教科書（女子初級用・上級用）別記』における助詞の説明は以下の通りである。

格助詞　詞と詞との間の一定の関係を示す助詞
接続助詞　用言に附いて用言と次の語句とを接続させる助詞
副助詞　いろ〳〵の語に附属して下の用言の意味に関係を及ぼす助詞

係助詞　用言の叙述に力を及ぼす助詞
終助詞　常に文句の終りにばかり用ゐられる助詞
間投助詞　語調をととのへ、語勢をそへ、呼掛、感動の意などをあらはす助詞

（五一～五八頁の説明個所から構成）

『女子日本文法教科書初級用上級用別記』に「係助詞は副助詞のやうに用ゐられるけれども、その支配する点は陳述の力にある。」（一五〇頁）とあるように、山田文法にとって「陳述」が極めて重要な概念であることは言うまでもない。その点で、学校文法において「副助詞」「係助詞」の名称を存置させていることは、究極的には「陳述」の理解に関わってくる問題である。これを学校文法上の混乱とみるか、精緻な言語観察への契機と見るのかは、教育現場の問題として委ねられることなのかもしれないが。

四．おわりに

以上はなはだ粗雑ながら、学校文法成立に関する山田孝雄の文法学説（山田文法）との関係を垣間見た。本発表では今日の学校文法が成立するに至るまでの過程で、山田自身が編纂した文法教科書がどのような位置に存在するのかを中心にして検討を進めたが、山田文法そのものの出来にまつわる史的検討について全く触れることが出来なかった（この点については釘貫（二〇〇八）などの研究が大変参考になる）。また書誌的な問題では、一九〇二（明治三五）年刊行の『日本文法論　上』と、一九〇八（明治四一）年刊行の『日本文法論』とでは、特に第一部第二章「国語の単語分類の方法」のところで術語の名称に差異が見られる（副詞が装詞となっている点など）。こうした点も今後の課題となるだろうが、本稿で主として取り上げようとしたのは、文法研究における文法教育の意味についてであった。こうした検討の必要性については学校文法と橋本進吉の文法論との関係についても認められるものであるし、最も顕著な例としては時枝誠記の文法論が挙げられよう。時代背景論については、先に引用したような浅薄なイデオロギー批判論が跋扈する中で、文法教育の実相といった具体的な影響関係についてもう少し留意される必要があるように思われる。

規範文法的な性格を帯びる学校文法が、文法研究にとって批判的対象であることは一種宿命のようなものである。それだけに、学校文法にない（あるいは学校文法では不十分である）とされる部分が、なぜ文法教育に還元できないのかを逆に問いかける必要もあるだろう。山田文法は、文認定論や術語の規定に

おいて極めて本質的な議論を要求している。だからこそ後年「陳述論争」を誘引したのだとも言えるが、それでは、文法教育に対してどのような還元が出来るのか。このことについては未だ成案を持ち合わせていないため、これまた今後の課題とすることにしたい。

注

（1）本稿は、拙稿（二〇〇六）について、遺漏を補い訂正を加えたものであり、その構成は拙稿（二〇〇七）で示した学校国文法成立史研究に拠っている。

（2）本項の記述内容は、すでに拙稿（二〇〇三）において言及したが、ここでは旧稿における誤りについて訂正を施すことにより、内容を若干改めている。

参考文献（山田孝雄の著述については省略）

金田一春彦　一九八三　「日本語学者列伝　橋本進吉伝（三）」『日本語学』二・四（明治書院企画編集部編（一九八七）『日本語学者列伝』明治書院　所収）

釘貫　亨　二〇〇七　「山田文法における「統覚作用」の概念の由来について」『國學院雑誌』一〇八・一一

西馬ひとみ　二〇〇四　「昭和初期における文法教科書の諸相」大阪外国語大学言語社会研究科修士論文

佐藤喜代治　一九八三　「日本語学者列伝　山田孝雄伝（一）」『日本語学』二・一二（明治書院企画編集部編（一九八七）『日本語学者列伝』明治書院　所収）

山東　功　二〇〇三　「明治の文典」『日本語学』二二・一三

山東　功　二〇〇六　「山田孝雄の文法教科書―『中等文法教科書』について―」『言語文化学研究　日本語日本文学編』一

山東　功　二〇〇七　「学校国文法成立史研究序説」『言語文化学研究　日本語日本文学編』二

富山市立図書館編　一九九九　『山田孝雄文庫目録　洋装本の部』富山市立図書館

仁田　義雄　二〇〇八　「山田孝雄の文法論とその受け入れられ方」加藤正信・松本宙編『国語論究一三　昭和前期日本語の問題点』明治書院

橋本　進吉　一九三二　『新文典　別記』富山房

橋本　進吉　一九三五　『新文典別記　上級用』富山房

橋本　進吉　一九三七　「国語学と国語教育」『（若波講座）国語教育　国語教育の学的機構』岩波書店（橋本進吉（一九四六）『橋本進吉著作集第一冊　国語学概論』岩波書店　所収）

橋本　進吉　一九三八　『（改制）新文典別記　口語篇』富山房

林　大　一九八四　「国文法教程」『月刊国語教育研究』一四三

福井　久蔵　一九三四　『（増訂）日本文法史』成美堂

北条　忠雄　一九四五　「山田文法」安田喜代門編『国語講座　第二巻』白帝社

松下大三郎　一九二八　『改撰標準日本文法』紀元社

森田　真吾　二〇〇一　「昭和初期文法教育における「実用」と「知識」―橋本進吉『新文典』編纂の背景―」『日本語と日本文学』三三

山下　仁　二〇〇一　「敬語研究のイデオロギー批判」野呂香代子・山下仁編『「正しさ」への問い―批判的社会言語学の試み―』三元社

山田忠雄・山田英雄・山田俊雄編　一九五九　『山田孝雄年譜』宝文館

山田忠雄編　一九六八　『山田孝雄の立志時代』私家版

山田俊雄編　一九五九　「山田孝雄著述目録抄」『国語学』三六
山田孝雄博士功績記念会編　一九五四　『山田孝雄博士著作年譜』宝文館

付記　本稿はシンポジウム「山田文法の現代的意義」（二〇〇八年一一月二九日、於東北大学）における研究発表「山田文法と学校文法」をもとに、資料等を付加した上で再構成したものである。シンポジウムでは斎藤倫明氏をはじめ東北大学大学院文学研究科国語学研究室の方々には大変お世話になった。また、遠藤好英氏、大友信一氏、加藤正信氏、飛田良文氏からは山田孝雄の逸話や国語教育論に関し様々なご教示を得た。記して感謝申し上げます。

（さんとう　いさお・本学准教授）

表・山田孝雄の文法教科書一覧

一九〇七（明治四〇）年	中等文法教科書　巻一～巻五	
一九〇八（明治四一）年	中等文法教科書文法練習帖　上巻・下巻	
一九〇八（明治四一）年	中等文法教科書別記　全	
一九一〇（明治四三）年	師範教育 文法教科書　巻一～巻三	「中等文法教科書」期（明治後期）
一九一一（明治四四）年	修正 中等文法教科書　巻一～巻五	※中学校教授要目改正
一九一一（明治四四）年	改訂 中等文法教科書　巻一・巻二	
一九一二（明治四五）年	改訂 中等文法教科書別記　全	
一九二二（大正一一）年	女子教育 日本文法教科書　上巻・下巻	
一九二二（大正一一）年	中等教育 日本文法教科書　上巻・下巻	
一九二三（大正一二）年	中等教育 日本文法教科書別記	
一九二五（大正一四）年	実業教育 日本文法教科書	
一九二八（昭和　三）年	女子教育 日本文法教科書　上巻・下巻	「日本文法教科書①」期（大正期）
一九二九（昭和　四）年	女子教育 日本文法教科書別記	
一九三一（昭和　六）年	新制 日本文法教科書　全（中学校国語漢文科用）	
一九三二（昭和　七）年	新制 日本文法教科書　師範学校用	※中学校教授要目改正
一九三三（昭和　八）年	新制 日本文法教科書師範学校用別記	
一九三三（昭和　八）年	新制 日本文法教科書　上級用	
一九三四（昭和　九）年	新制 日本文法教科書上級用別記	
一九三五（昭和一〇）年	女子 日本文法教科書　全（高等女学校国語科用）	「日本文法教科書②」期（昭和前期）
一九三六（昭和一一）年	女子 日本文法教科書別記	
一九三七（昭和一二）年	女子 日本文法教科書　初級用	
一九三七（昭和一二）年	女子 日本文法教科書　上級用	
一九三八（昭和一二）年	女子 日本文法教科書上級用別記	
一九三八（昭和一二）年	初級用 日本文法教科書　中学校（中学校国語漢文科用）	※中学校教授要目中改正
一九三八（昭和一三）年	上級用 日本文法教科書　中学校（中学校国語漢文科用）	

1905	38	小山左文二	日本文法の解説及び練習	井洌堂
1905	38	芳賀矢一	中等教科中古文典	富山房
1905	38	服部躬治・内海弘蔵	中等文法作文教科書	明治書院
1905	38	広池千九郎	てにをは廃止論	早稲田大学出版部
1905	38	福井久蔵編	新日本文典	大日本図書
1905	38	福井久蔵	新日本文典教授参考書	大日本図書
1905	38	上田万年・福井久蔵	続新日本文典	大日本図書
1905	38	三重県師範学校編	小学校に於ける文法教授参考書	宝文館・豊住書店
1905	38	三石賤夫	国文典	文武堂
1905	38	宮脇郁	論理的日本文典大意	参文舎・積文社
1905	38	六盟館編輯所編	国文典表解	六盟館
1905	38	和田万吉	日本文典講義	早稲田大学出版部
1905	38	佐々政一	中学国文典	金港堂
1905	38	猪熊浅磨	女子日本文典	元元堂書房
1905	38	山井景建	女子教科中国文典	吉川弘文館
1905	38	上田代吉	中等教育文法教科書	宝文館
1906	39	明治書院編輯部編	新案文法正誤法	明治書院
1906	39	国語調査委員会編	現行普通文法改正調査報告ノー	日本書籍
1906	39	広池千九郎	日本文法てにをはの研究	早稲田大学出版部
1906	39	普通学講習会編	表説日本文典	普通学講習会
1906	39	菊池勉	日本文典講堂問答	中和堂
1906	39	四宮憲章	国語文法提要	博報堂
1906	39	井上桂編	国定教科書準拠口語法一覧	安達文華堂
1906	39	豊田八千代	師範教科新撰日本文典	学海指針社
1906	39	小神野芳太郎	新案国文講義法	啓成社・前川書店
1906	39	市川源三編	中等国語法初歩	水野書店
1906	39	芳賀矢一	明治文典入門	富山房
1906	39	芳賀矢一	中等教科明治文典中古文典参考書	富山房
1906	39	小山左文二	女子文法教科書	三友書院
1906	39	三土忠造	女子国文典	明治図書
1906	39	岸田蒔夫	日清対訳実用日本語法	明文堂
1906	39	吉岡郷甫	日本口語法	大日本図書
1906	39	鈴木暢幸	日本口語文典	博文館
1906	39	龍文館編輯局編	校訂日本俗語文典	龍文館
1906	39	国語調査委員会編	口語法調査報告書	国定教科書共同販売所
1906	39	国語調査委員会編	口語法分布図　三十七枚	国定教科書共同販売所
1907	40	大林徳太郎	受験用復習用日本文典摘要	元元堂
1907	40	岡沢鉦次郎	新式日本文典原理	博文館
1907	40	小野辰太郎	言文一致日本文典表解	大塚卯三郎
1907	40	金沢庄三郎	日本文法講義	早稲田大学出版部
1907	40	唐木歌吉	日本語学捷径	金刺芳流堂
1907	40	小山左文二	日本語法提要	松邑三松堂
1907	40	小山左文二	日本文法提要	松邑三松堂
1907	40	阪本芳太郎	女子日本文典参考書	田中栄栄堂
1907	40	佐藤仁之助	受験参考日本文法解義	東亜堂
1907	40	女子教科研究会編	日本文典	久栄堂等
1907	40	西岡嘉蔵	女子教科日本文典	明治図書
1907	40	林治一	日本文法講義	修学堂
1907	40	森脇俊作	国文法要解	金刺芳流堂・武田芳進堂
1907	40	山田孝雄	中等教育国語沿革大要	宝文館
1907	40	山田孝雄	中等文法教科書	宝文館
1907	40	光風館編	国定読本準拠小学語法	光風館
1907	40	教育学術研究会編	高等女学文法教科書	同文館
1908	41	岡沢鉦次郎	教科参考日本文典要義	博文館
1908	41	国語調査委員会編	口語法取調二関スル事項	国語調査委員会
1908	41	国語調査委員会編	東京敬語法略表	国語調査委員会
1908	41	藤沢倉之助	文語法と口語法との対照	光風館書店
1908	41	松平静	文法及作文	郁文堂
1908	41	三矢重松	高等日本文法	明治書院
1908	41	山田孝雄	日本文法論	宝文館
1908	41	山田孝雄	中等文法教科書別記	宝文館
1908	41	宝文館編集所編	中等文法教科書文法練習帖	宝文館
1908	41	弘文館編	国文典	吉川弘文館
1908	41	松尾捨次郎	日本文法教本綱要篇　完	光風館
1908	41	高橋龍雄	中等国語新文典　五年級用	啓成社

注)

本一覧は国立国会図書館、東書文庫蔵本をもとに、筆者調査分(架蔵を含む)を加えた上で作成した。

1899	32	荊田栄吉・丹生谷一・山村為次	島根県師範学校用国文典	島根県師範学校
1900	33	飯田永夫	日本文典大意	上原書店
1900	33	岡沢鉦次郎	初等日本文典　前編	吉川半七
1900	33	岡田正美	新式日本文法　上	大日本図書
1900	33	岡田正美	日本文法文章法大要	吉川半七
1900	33	小泉秀之助	東北地方教科適用発音と文法	東海林書店
1900	33	国語研究組合編	簡易日本小文典	国語研究組合
1900	33	駒木根常次郎	小学日本文典　前編	東海林書店
1900	33	佐藤仁之助	中学文典	興文社
1900	33	杉敏介	日本小語典	内外出版協会
1900	33	高橋光正編	中等国文活法	三宅書店
1900	33	永井一孝	国語法階梯	大日本図書
1900	33	野田五郎助編	新体国文法書	岡崎屋
1900	33	平田盛胤述	国語学	哲学館
1900	33	藤井籛	日本文典	富山房
1900	33	普通教育研究会編	中学教程新撰日本文典	水野慶次郎
1900	33	松平静	新編日本文典	誠之社
1900	33	森下松衛編	中学国文典	普及社
1900	33	篠崎純吉編	訂正中等国文典例解	吉田幸兵衛
1900	33	大槻文彦	日本文法教科書	開成館
1901	34	岡倉由三郎	新撰日本文典　文及び文の解剖	宝永館
1901	34	三矢重松・清水平三郎	普通文法教科書	明治書院
1901	34	春山弟彦	日本文法授業参考語学手引	金港堂
1901	34	松平円次郎	新式日本小文典	大日本図書
1901	34	松平円次郎	新式日本文典初歩	大日本図書
1901	34	松平円次郎	新式日本中文典	大日本図書
1901	34	松平円次郎	新式日本文典別記	大日本図書
1901	34	草野清民	日本文法	富山房
1901	34	大槻文彦	修正日本文法教科書	開成館
1901	34	芋川泰次編	日本文法教科書	教育書房
1901	34	塩井正男	中学国文典	六盟館
1901	34	高木尚介	中等皇国文典	大日本図書
1901	34	野崎繁太郎	文の解剖	平田博文堂
1901	34	大和田建樹	日本文典唱歌	啓発社
1901	34	三矢重松	日本文典	誠之堂
1901	34	帝国通信講習会編	日本文法講義	帝国通信講習会
1901	34	押部謙晤編	日本文法大意	興文社
1901	34	窪田亮吾	日本語法全図	興文社
1901	34	佐藤仁之助	文法教科書　全	興文社
1901	34	同文館編輯部編	中学国文典教科書	同文館
1901	34	前波仲尾	日本語典	同文館
1901	34	松下大三郎	日本俗語文典	誠之堂
1901	34	石川倉次	はなしことばのきそく	金港堂
1901	34	石川倉次	はなしことばのきそくのふろく	金港堂
1901	34	同文館編輯部編	国語科教授用口語文典	同文館
1901	34	金井保三	日本俗語文典	宝永館
1901	34	林甕臣	言文一致小学日本文典	君民同祖書院
1901	34	林甕臣	言文一致新式林文典	君民同祖書院
1902	35	岡田正美	解説批評日本文典	博文館
1902	35	大町芳衛・高橋龍雄	国語新文典	普及舎
1902	35	大槻文彦	日本文法中教科書	開成館
1902	35	今泉訓太郎	国語の栞	金港堂
1902	35	三石賤夫編	日本文典	宝永館
1902	35	三石賤夫編	文典の栞	宝永館・鶏声社
1902	35	鈴木暢幸編	日本文法	光風館
1902	35	山田孝雄	日本文法論　上	宝文館
1902	35	新楽金橘	中等教育日本文典	敬業社
1902	35	佐々政一	日本文典	金港堂
1902	35	佐々政一	続日本文典	金港堂
1902	35	松平円次郎	新定日本文法教科書	興文社
1902	35	吉田弥平・小嶋政吉・小山左文二	国文典教科書	松邑三松堂
1902	35	糸左近	雅俗対照和漢乃文典	金刺芳流堂
1905	35	糸左近	諸学校参考用検定受験用国語の栞	開発社
1902	35	屋代熊太郎	女子日本文典	六盟館
1902	35	日野篤信	摘要日本文典	坪島弘開堂
1902	35	益田多米彦	日本文典初歩	益田多米彦
1902	35	鈴木忠孝	日本文典大綱	大成学館
1905	35	小嶋政吉・小山左文二	女子国文典	三友書院
1905	35	窪田亮吾	国文典講本	興文社
1902	35	小林稲葉	新編日本俗語文典	田中宋栄堂
1902	35	入江祝衛	日本俗語文法論	有千閣
1903	36	千勝義重編	誤り易き国文法	大学館
1903	36	横地清次郎	国文法教科書	明治書院
1903	36	永井一孝	国文法要義　第一編	大日本図書
1903	36	松平円次郎	新定日本文法教科書参考書	興文社
1903	36	松平円次郎	女子文法教科書	興文社
1903	36	金沢庄三郎	日本文法論	金港堂書籍
1903	36	大宮兵馬	中等日本文典	国光社
1903	36	山田信次・蔵田国秀	作文応用日本文法教科書　中之巻	石敢堂
1903	36	吉田弥平・小山左文二	新撰国文典	松邑三松堂
1903	36	弘文館編	新撰中等文典	弘文館
1903	36	屋代熊太郎・杉田勝太郎	近世国語文典	明治書院
1903	36	開成館編輯所編	日本文法中教科書備考	開成館
1903	36	明治書院編輯部編	女子日本文典	明治書院
1904	37	芳賀矢一	明治文典	富山房
1904	37	宝永館編	日本文法楷梯	宝永館
1904	37	芳賀矢一	国語活用聯語一覧	富山房
1904	37	畠山健	中等日本文典	成美堂
1904	37	熊本県師範学校編	国語の栞	私立熊本県教育会
1904	37	教育学術研究会編	師範教科国語典	同文館
1904	37	千勝義重編	用言図解国語早わかり	大学館
1904	37	富山房編輯部編	国語	富山房
1904	37	吉田豊・伊東尾四郎共編	中等帝国文典	六盟館
1904	37	高橋龍雄	女子国語新文典	啓成社
1904	37	佐々政一	女子日本文典	金港堂
1904	37	鈴木暢幸	日本口語典	大日本雄弁会講談社出版部
1905	38	大槻文彦	新体日本文法教科書	開成館
1905	38	大槻文彦	新体日本文法教科書続編	開成館
1905	38	教科研究会編	中等教科国文法図説	盛林堂
1905	38	国語学会	国文典教科書	興文社

参考：明治後期文法(教科)書一覧

1890	23	那珂通世	国語学	金港堂
1890	23	岡倉由三郎	比較博言学一名日本語学一斑	明治義会
1890	23	岡直廬	国語指掌	細謹舎
1890	23	落合直文・小中村義象	中等教育日本文典　全	日本堂
1890	23	黒川真頼述	詞の栞打聴	
1890	23	佐藤雲韶	普通文典	鳴時社
1890	23	手島春治	日本文法教科書	金港堂
1890	23	落合直文	普通文典	国語伝習所
1890	23	田中渙乎編述	仮名交文典	博文館
1890	23	平井正俊	ニホンブンテンオオムネ	カナノクワイ
1891	24	大和田建樹	和文典	中央堂書店
1891	24	関根正直	国語学　完	弦巻書店
1891	24	帆足正久	国語独案内	普及舎
1891	24	岡倉由三郎	日本新文典	富山房
1891	24	高津鍬三郎	日本中文典	金港堂
1891	24	今井彦三郎	語格新書	集英堂
1891	24	飯田永夫	日本文法問答	上原書店
1891	24	村山自彊	普通教育国語学文典	大倉保五郎
1891	24	斎藤普春	国語学指南　上編	学友館
1891	24	落合直文	日本文典	吉川弘文館
1891	24	井口隆太郎	普通文典	皇典講究所
1892	25	大宮宗司・星野三郎	日本小文典	博文館
1892	25	田中勇吉編	日本文典初歩　校用	目黒甚七
1892	25	野田瀧三郎編	国文のあやまり	吉岡平助・平井文助
1892	25	大久保初雄	中等教育国語文典	図書出版
1893	26	加部巌夫	語学教授本	大日本図書
1893	26	小田清雄	応用日本文典	文栄堂
1893	26	林甕臣	開発新式日本文典	国文語学会事務所
1893	26	大川真澄	普通教育日本文典	吉川半七
1893	26	村田鈔三郎	国語文典	榊原文盛堂
1893	26	木村春太郎	日本文典	育英堂
1893	26	落合直文・小中村義象・橋本光秋	普通日本文典	教育書房・松村九兵衛
1893	26	関根正直	国語学参考	六合館弦巻書店
1893	26	秦政治郎	皇国文典	目黒十郎
1893	26	山本憲	図解説明文法解剖	文陽堂
1893	26	岡直廬	三の栞	細謹舎
1893	26	林甕臣	日本文典	林甕臣
1894	27	大久保初雄	中等教育普通日本文典	積善館
1894	27	井田秀生	皇国小文典	明法堂
1894	27	西田敬止	応用日本文典	長島文昌堂
1894	27	春山弟彦	日本文法授業参考語学手引	姫陽書院
1894	27	遠藤国次郎・鈴木重尚	日本文典教科書	桜井書店
1894	27	中村五十一郎	日本助辞詳解	六合館弦巻書店
1894	27	大宮宗司	初等教育日本文典　全	博文館
1894	27	田中義之	受験必携日本文典問答	大久保書店
1894	27	木村痩仙	普通消息文典	博文館
1894	27	畠山健述	日本文法	東京文学院
1894	27	平田盛胤講述	国語学教授書	東京学館独習部
1895	28	関根正直	普通国語学	六合館書店
1895	28	岡崎遠光	日本小文典	大草常章
1895	28	遠藤国次郎等	実用文典	林平次郎
1895	28	服部元彦編	中等教育日本文法	嵩山房
1895	28	豊田伴	新撰日本文典　上巻	衆生堂
1895	28	高津鍬三郎	国語科講義録　日本文典	長崎県有志教育会本部
1895	28	峰原平一郎	普通文典	敬業社
1895	28	富山房編輯所編	国語問答	富山房
1896	29	新保磐次	中学国文典	金港堂
1896	29	大宮兵馬	日本語法	吉川半七
1896	29	柏木重総	東文典	磯部太郎兵衛
1896	29	味岡正義・大田寛	簡易日本文典	玉潤堂
1897	30	大久保初雄	日本中文典	明治書院
1897	30	大槻文彦	広日本文典	吉川半七・三木佐助
1897	30	大槻文彦	広日本文典別記	吉川半七・三木佐助
1897	30	大槻文彦	中等教育日本文典	吉川半七・三木佐助
1897	30	大槻文彦	中等教育日本文典初歩	吉川半七・三木佐助
1897	30	岡倉由三郎	日本文典大綱	富山房
1897	30	岡直廬	中等教育国文典	嵩山房
1897	30	落合直文	中等教育文法教科書	博文館
1897	30	落合直文	日本大文典	博文館
1897	30	塩井正男	中学日本文典	六盟館
1897	30	鈴木重尚	教科用日本文典　完	目黒書房
1897	30	中等学科教授法研究会	教程日本文典	中等学科教授法研究会
1897	30	鳥山譲編	国文の栞	集英堂
1897	30	中島幹事	中学日本文典	春陽堂
1897	30	西山実和	日本文典　巻之上	西山実和
1897	30	渡辺弘人	新撰国文典	浪華書院
1897	30	和田万吉	新撰国文典	富山房
1898	31	杉敏介	中等教科日本文典	文学社
1898	31	白鳥菊治	新撰日本文典	顕才新誌社
1898	31	中村秋香	皇国文法	大日本図書
1898	31	松下大三郎・宮本静	中学教程日本文典	中等学校教授法研究会
1898	31	中村秋香	皇国文法釈義	大日本図書
1898	31	三土忠造	中等国文典	富山房
1898	31	味岡正平・太田寛	中等教育皇国文典	永東書店
1898	31	上谷宏	中等教育日本文典	八尾書店
1898	31	大林徳太郎・山崎庚午太郎	中学日本文典	明治書院
1898	31	中島幹事	中学普通文典	春陽堂
1899	32	高田宇太郎	中等国文典	吉川半七
1899	32	瓜生篤忠・瓜生喬	国文法詳解	吉川半七
1899	32	四宮憲章	時文正誤新解日本文法	四宮憲章
1899	32	大平信直	中等教育国文典	金港堂
1899	32	佐方鎮子・後閑菊野	女子教科普通文典	目黒書房・成美堂
1899	32	手島春治	新撰日本文典	金港堂
1899	32	下田歌子	女子普通文典	博文館
1899	32	鈴木忠孝	新撰日本文典	興文社
1899	32	中島幹事	通俗書簡文典	春陽堂
1899	32	宮脇義臣	国文典大意	歌文学会
1899	32	花輪虎太郎・宮井安吉	会話文法教科書　第一・二巻	金港堂
1899	32	藤井籛	日本文法筌蹄	関西図書